



JAL不当解雇撤回ニュース

No394号 2014.08.06
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

稲盛日航営会長の京セラ株主総会での答弁 「解雇は裁判所が決めたこと」

6月26日、京セラ株式会社の株主総会にJAL闘争の勝利をめざす京都支援共闘会議の稲村事務局次長が株主として出席し、JALの解雇問題について質問。稲盛名誉会長も答弁に立ち「解雇は裁判所が決めたこと」等と答弁しました。



【写真】6月26日 京セラ株主総会会場(京セラ本社)前で前宣伝行動を行う原告と京都支援共闘の仲間

質問内容

解雇争議の早期解決が必要と思うが、見解は？

「京セラから複数役員を派遣していて、稲盛和夫名誉会長が当時会長をし、今も名誉会長をしているJALでは「京セラフィロソフィー」ならぬ「JALフィロソフィー」が職員に配られ、パイロットは二十万円のジェット燃料費を浮かすため、台風の中を突っ切ったり、「利益なくして安全なし」と言う稲盛和夫氏に心酔しているといわれる。また「安全は、京セラのように内部留保金が一兆円を越してから言え」など言い、JALの安全が危惧される深刻な事態が続いている。

この6月5日にもパイロット原告団の高裁判決の日にJALでシステム障害が発生した。第二の御巢鷹山事故など起こったら、京セラも直接・間接に大変な被害をこうむるし、それ以前に人道上あってはならない。そのためにもこの解雇問題の早期解決が京セラ事業のためにも必要だと思うが見解を示してほしい。

稲盛名誉会長の答弁

「私が決めたことではない」「必要なことをすべて裁判所が決めてやった」

「ここは京セラの株主総会であって、JALの株主総会ではない」と山口社長が返答。その後、予想外に稲盛名誉会長が登場し、「JALの解雇は裁判所が決めたことで、私が決めたこと

ではない。再建に当たって必要なことをすべて裁判所が決めてやった。安全無視などして航空会社の運営ができるはずがない。そんなことをやったら会社がもたない。こういう株主総会でも誹謗中傷されているが、私は政府に頼まれて、世のため人のため、義侠心でやったこと。おにぎりを食べながらがんばった」と答弁。

ジャーナリストK氏のご意見

このやり取りの記事を読んだフリージャーナリストのK氏は、ご自身のブログに以下の御意見を掲載しています。

通常会社更生事件では、「更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属する」(会社更生法72条)なのであって、解雇も「再建にあたって必要なこと」も、管財人が決めるはず(裁判所は管財人を監督します)。解雇を「裁判所が決めた」なら事件ですが、私はこの稲盛答弁が、単なる勘違いや言い間違いではなく、いくばくかの真実を含んでいると思えてなりません。何しろ、東京地裁民事8部の部統括は、会社更生計画を作成する会議にまで出ていたのですから。もし稲盛さんの言うように「JALの解雇は裁判所(東京地裁)が決めた」のなら、審理不届どころではなく、「解雇を決めた当事者が、解雇有効の判決を書いた」という重大な疑いが生じます。「絶望の裁判所」労働裁判バージョンとでもいうのか。到底見過ごせません。